

F S S 3 5 スポーツパーク施設使用上のルール・使用基準・禁止事項  
(BMXパーク・スケートボードパーク・バスケットコート)

- ・競技の特性上、偶発的に事故、けが等が発生することが考えられますので、万が一のためにあらかじめ傷害保険並びに賠償責任保険などの加入をお勧めします。
- ・いかなる理由があっても、当施設使用中に使用者が負った怪我、後遺障害及び死亡その他の一切の損害に関し、当施設に対して、提訴、調停の申立て、その他一切の請求を認めないものとします。
- ・施設内での使用者間で起きた怪我、後遺障害及び死亡、その他何らかの損害を負わせた場合は、当事者間において誠意を持った対応で解決してください。当施設は一切の責任を負いません。
- ・ご使用の際、登録が必要になります。本人確認の出来る書類等をお持ちの上、スポーツパーク管理事務所（以下、「管理事務所」という。）にて手続きしてください。また、中学生以下の方はご自分の本人確認の出来る書類等の他に保護者の同意書（署名）が必要です。
- ・施設使用者が小学生以下の場合は、施設使用中の保護責任者（成人の方）が必ず送迎をしてください。
- ・施設使用者が小学生以下の場合は、施設使用中の保護責任者（成人の方）と一緒に使用していただくか、見守りが必要です。なお、施設使用中の保護責任者（成人の方）1名につき被保護者（施設使用者が小学生以下）は3名までとします。
- ・施設使用中の保護責任者（成人の方）は、使用時に「施設使用に係る保護責任者申出書」を提出してください。なお、見守りの場合、滑走面・コート面には入れませんので、通路や緑地帯等からの見守りをお願いします。この場合、条例第6条に定める使用料は徴収いたしません。
- ・管理事務所では、使用基準などの同意を受け、本人確認の出来る書類等・保護者同意署名（中学生以下）で確認して登録を行い、「スポーツパーク使用カード」（以下、「使用カード」という）を発行します。（初回の登録において登録年度の3月31日迄を有効とします。更新手続きには当初と同様の手続きが必要になります。）使用カードは他人に貸与し又は、譲渡することはできません。
- ・施設使用時には使用カードを管理事務所に提出し、施設使用料を納付のうえリストバンドを受け取り、装着してから施設を使用してください。使用後は、管理事務所にて使用カードを受け取り、お帰り下さい。
- ・施設使用料の納付は使用当日現金でのお支払いとなります。
- ・使用時間にかかわらず、使用料の返金はありません。
- ・施設開場時間は、午前9時から午後8時までです。なお、入場の受付は午後7時までです。
- ・施設の補修工事、降雨時・降雪など施設の管理上、使用できない場合があります。
- ・安全で快適に使用していただくために、施設の一部を閉鎖してメンテナンス作業を行う場合があります。
- ・パーク、コートは譲り合ってお互い気持ちよく使用できるよう心がけましょう。なお、バスケットコートの貸出は半面となります。
- ・衣服は必ず着用してください。また、BMXパーク・スケートボードパーク使用者は、必ずヘルメット・プロテクター等を自身で用意し、必ず着用してください。（販売及び貸出はございません。）
- ・管理事務所職員の判断により、入場制限を行う場合がございます。場内では必ず係員の指示に従ってください。

## (1) 装備の制限について

以下の状況で使用はできません

### ①BMX

- ・金属製のペグ、バーエンド、ペダルを装着しての使用。※プラスチック製品などのものを装着してください。
- ・バーエンド、サドル未装着での使用
- ・ピストバイクの使用
- ・施設を傷める可能性のある外部部品（ディスクブレーキ・変速器など）を装着しての使用

### ②スケートボード

- ・一枚板で4つの車輪以外のスケートボードの使用。※インラインスケートとキャスターボードは使用して頂けます。但し、電動のものは除きます。

## (2) 禁止事項について

- ・火気を使用し、又は危険を引き起こす恐れのある行為
- ・許可を受けていない物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類の掲示・配布を行う行為
- ・騒音又は大声を発する行為。スピーカー音源等の使用はお控え下さい
- ・施設及び設備の汚損・損傷・若しくは減失、又はこれらの恐れがある行為
- ・喫煙、飲酒（酒気を帯びての入場はお断りいたします。）
- ・コート面、パーク面での飲食（ゴミはお持ち帰りください。）
- ・他人の迷惑になる行為や危険な行為
- ・パーク以外（公道、パーク外通路、駐車場を含む全てのエリア）での練習・走行